

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年2月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年2月まで  
記録では昭和49年3月から付加年金保険料を納付していることになって  
いるが、夫と同時に付加年金に加入した。

保険料は、夫婦二人分を、婦人会を通じて納付しており、一緒に納付し  
ていた夫は昭和45年10月から付加年金保険料の納付が記録されており、  
私だけが定額保険料の納付とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前から国民年金に加入し、結婚時に両家で納付の継続を約束したとしており、主張どおり、申立人は、申立人の夫と共に定額保険料を未納なく納付していることから、国民年金制度への関心と納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の夫は付加年金制度が始まった昭和45年10月に付加年金の加入申出をし、申立期間を含めて20年以上にわたり、中断することなく付加年金保険料の納付を続けている。

さらに、当時、同じ婦人会で国民年金保険料を納付していた近所の住民が、「保険料は夫婦二人分を一緒に集金しており、付加年金の加入申出も二人一緒のはず。自分たちも夫婦一緒に付加年金の加入申出をした。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況の変化は認められない上、申立人の夫は接骨院を営み安定した収入があったものと考えられ、申立人も補助者として専従者給与を得ていたとしており、夫婦二人分の付加年金保険料を納付するのに十分な資力であったことがうかがわれ、申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月から57年3月まで  
② 昭和57年8月  
③ 昭和60年3月から62年4月まで

申立期間の国民年金保険料については会社を昭和56年11月、57年8月、及び60年3月の退職後、その都度A市役所へ手続に行き、複数月の国民年金保険料を市役所の窓口や指定金融機関で妻と二人分を一緒に支払っていたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、資格取得時から付加年金も夫婦で加入していることから、国民年金制度への関心が高いことがうかがえる。

申立期間①について、申立人は、昭和56年11月に会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の妻は納付済みである。また、申立人の昭和56年11月退職前の厚生年金被保険者期間の標準報酬月額が高額で資力があつたことが推測され申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたと考えるのは自然である。

申立期間②及び③については申立人が国民年金の加入手続をその都度行っていた事情が見当たらない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月及び同年 7 月  
年金記録を確認したところ、申立期間の保険料納付記録が無かった。  
義兄夫婦と一緒に自営業を営んでおり、義兄が A 信用金庫 B 支店に開設していた口座から、私たち夫婦の保険料も振替で納付してきた。  
主人の分と一緒に同一口座から振替で納付してきたのに、夫だけが申立期間は納付済みになっている。  
証明書類等は C に引っ越して来た際に紛失してしまったが、記録の訂正をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されている当該年度以降の国民年金被保険者期間については、申立期間を除き保険料はすべて納付済みである。

また、申立人と同一の口座から保険料を引き落としていたとする申立人の夫は、20 歳から 60 歳到達までの国民年金被保険者期間における保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の国民年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人夫婦の被保険者記録をみると、申立期間前後の保険料納付日は一致していることから、夫婦分を同一口座で振替していたことがうかがわれ、申立期間のみ申立人の保険料が未納となっていることは不自然である上、申立期間は 2 か月間と短期間である。

加えて、申立人の義兄が開設していたとする A 信用金庫（現在の D 信用金庫）が保管する義兄の普通預金元帳により、申立期間の保険料が引き落とされる昭和 61 年 6 月及び 7 月の口座残高の金額をみると、残高不足にて保険料の引き落としができなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和42年12月1日）及び資格取得日（昭和43年2月10日）、申立期間②に係る資格喪失日（昭和44年10月1日）及び資格取得日（昭和44年12月1日）を取り消し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月1日から43年2月10日まで  
② 昭和44年10月1日から同年12月1日まで

昭和39年3月より56年10月に退職するまで、A社にて自動車整備士として勤務していた。

途中一度も退職したことが無いのに、厚生年金保険の期間が2か所も途切れているのは納得できない。

もう一度調べて、厚生年金保険被保険者期間として認めていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年3月26日に厚生年金保険の資格を取得し、42年12月1日に資格を喪失後、43年2月10日に同事業所において再度資格を取得しており、また、44年10月1日に再度資格を喪失後、44年12月1日に同事業所において再々度資格を取得しており、42年12月から43年1月まで及び44年10月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は、申立期間における業務内容の変更や転勤等は無かったとしており、申立期間において同質性の高い複数の同僚は、厚生年金保険の

記録が継続していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、いずれの申立期間においても、被保険者資格を再取得した直後に標準報酬月額が上がっていることが確認でき、仮に、一度当該事業所を退職し、再び数か月後に当該事業所に就職したとするならば、再取得時に標準報酬月額が上がるとは考え難い。特に、申立期間②直後の再取得時の標準報酬月額は大幅に上がっており、それらの標準報酬月額の変遷から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたものとするのが自然であり、途中一度も退職したことがないという申立人の供述には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 39 年 3 月 26 日から 56 年 10 月 25 日まで A 社に継続して勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和 42 年 12 月から 43 年 1 月までは 2 万 6,000 円、44 年 10 月から同年 11 月までは 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に亡くなっているため、申立期間当時の状況は不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 12 月から 43 年 1 月まで及び 44 年 10 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年12月1日、資格喪失日に係る記録を20年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については120円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年10月22日まで  
厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

昭和17年9月25日にA社に入社し、57年5月4日に退職するまで在籍していた。昭和19年12月1日からA社B工場に勤務し、20年3月上旬から終戦のあった8月半ばまで軍隊に召集された期間を経て直ぐにA社C工場に復帰した。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び申立人が保管しているA社C工場に係るOB会名簿により、申立人が昭和17年9月25日に同社へ入社以来、継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人と同様に昭和17年9月にD学校を卒業し、同年9月25日にA商店（現A社）に専門職として同期入社した同質性が極めて高い元同僚の厚生年金保険の記録をみると、同年10月から22年11月までの軍隊に召集されていた期間についても、厚生年金保険の適用となった昭和19年10月から資格取得されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出されたA社社史によると、「入社間もなく、入営、応召した社員に対して、会社から月々給料が留守宅に届けられ、働き手をと

られた家庭から非常に感謝された。」と記載されており、申立人が述べている軍に召集されていたとする他の元同僚についても、欠落することなく厚生年金保険の記録が確認できる。

加えて、申立人はA社B工場での勤務期間中に上司であった工場長名及び工場内での業務を具体的に述べており、社会保険庁が保管するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄には工場長として当該上司の氏名が記載されていることが確認できる。

また、申立人が述べている召集されたとする軍隊の部隊名、階級及び軍務期間について、E県から提供があった申立人に係る軍歴証明書と一致しており、申立内容には信憑性<sup>しんぴょう</sup>が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和19年12月1日にA社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行わなかったことにより、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落していると考えることが妥当であり、同年12月1日から20年10月22日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年11月及び20年10月の社会保険事務所の記録から120円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年12月から20年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA炭鑛における資格取得日に係る記録を昭和25年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から同年8月31日まで

私は、昭和25年9月にBに採用されるまで、A炭鑛で数か月間働いた。勤務先が厚生年金保険に加入していないと思っていたが、当時同炭鑛で働いていた者が厚生年金保険に加入していたと聞いた。採炭夫として働いていたのに、私だけ申立期間について厚生年金保険が未加入となっているのは理解できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人の妹及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA炭鑛に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、同炭鑛の会計、給与を担当していた会計係の担当者は、「A炭鑛においては、当時採用日から全員を厚生年金保険に加入させ、最初の給与から保険料を控除していた。最後の給与からは保険料を控除していないが、辞めるのが月の最終日だったら、最後の給与からも保険料を控除していた。」と明確に証言しており、控除月についての説明等、証言の内容も具体的である上、当時の採炭夫も厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険の記録には資格取得から数週間で資格喪失している坑内員の記録も多数存在することから、仕事内容及び勤務期間等に関係なく厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ採炭夫の同僚の標準報酬月額から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 5 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月まで、A 社 B 支社及び本社で勤務した。上記の期間につき脱退手当金を受けたことになっているが、会社から脱退手当金の制度の説明を受けたこともなく、手続をして、脱退手当金を受け取った記憶もない。この期間を厚生年金保険の受給資格期間として認めていただきたい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、申立期間当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、当該被保険者証は、氏名が旧姓で、再交付の押印も無いことから、当時交付されたものと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、支給日は昭和 42 年 4 月 20 日となっているが、申立人は 41 年 8 月 24 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 奈良国民年金 事案 423

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 4 月まで

昭和 51 年に国民年金に任意加入し保険料を納付していたが、A 市に住んでいたころの申立期間が未納であることが、平成 12 年、夫の年金請求時に分かった。国民年金保険料を A 市役所窓口及び市の指定金融機関窓口で毎回きちんと納付していたが、申立期間の納付した記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 4 月に連番で払い出されており、同時に国民年金の付加年金の申出をしていることが確認できる。

しかし、申立人が当時居住していた A 市で保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料が納付された記録は確認できず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は夫の分と一緒に毎回納付していたとしているが、申立期間において夫は 2 か所の厚生年金保険被保険者期間があるが、その都度国民年金の資格の取得および喪失の手続が行われておらず、申立人についても国民年金の資格の変更手続が行われたものとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 424

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの期間、同年2月から41年2月までの期間及び同年3月から42年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで  
② 昭和38年2月から41年2月まで  
③ 昭和41年3月から42年5月まで

国民年金に加入し保険料を納付し始めてから、転居するたびに違う番号の新しい年金手帳が交付され3冊くらい持っていたが、ある日、A市の自宅に女性が来て手帳をすべて持って帰り、後日新しい手帳が返却された。平成10年2月13日に年金相談サービスセンターで「年金検診」を受け、記録が消えていることが判明した。以前に住んでいたB市やC市に問い合わせたが「そんな古い資料は倉庫にだって残っていない。」「そのようなことを担当する職員はいない。」と言われ、年金特別便も来ないため、今回、申し立てます。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金制度発足当時の昭和36年4月にB市において国民年金の任意加入手続を行い、集金人に保険料を納付したとしているが、当該市では36年から被保険者台帳を保存しており、その転出者の中に申立人の記録は確認できず、その後の転居先であるC市においても申立人の記録は確認できない。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月29日にC市から転居後のA市において払い出されていることが確認できるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳の発行日は、国民年金手帳記号番号払出日と同日であることから申立人は同日にA市で加入手続を行ったものと推認できる。

加えて、申立人が国民年金保険料を集金人に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月まで

私は、学生の時に親の用事でA市役所に行った際に、強引に国民年金に加入させられ、同時に保険料を納付させられた。手持ちの現金でおおよそ 5,000 円を取られたのをはっきりと覚えている。国民年金の保険料を納めたのはこの一回だけであるが、支払をしたことをはっきりと覚えているので未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった時にA市役所において、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には申立期間について検認印はなく、保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 4 月 28 日に払い出されており、申立人が加入手続を行ったと主張する時期と一致しない上、同払出簿には同日付で多数の被保険者の記号番号が払い出され、そのうち半数近くが取消されていることから、申立人の手帳記号番号は職権勧奨により払い出された後、職権取消しされたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことをはっきりと覚えていると主張しているが、保険料の納付に至る状況、納付の時期及び納付期間等の記憶は不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。